

第 1 5 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午後 1 6 時 0 0 分

ところ 小浜市働く婦人の家2階中会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

3 番 東清俊		

遅刻委員

出席事務局 田中事務局長、北村 G L、奥村、田中

令和 3 年 9 月 1 日（水）午後 1 6 時 0 0 分小浜市働く婦人の家2階中会議室において、第 1 5 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 5 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 5 9 号 現況証明申請について
- 議案第 6 0 号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について
- 議案第 6 1 号 令和 3 年度小浜市農地利用状況調査について

【議長】ただいまより第15回小浜市農業委員会を開催いたします。
(会長あいさつ)

【事務局】 <事務局長より8月の農業委員会関係活動報告>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番 福永委員、8番 河嶋委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、9番 岡田委員、1番 赤尾委員でした。

それでは、『議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 <議案読み上げ、説明>

【議長】続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【9番委員】 <現地調査委員報告>

【議長】それではご審議願います。何かご質問等ございませんか。

【9番委員】〇〇の〇〇さんの案件ですけど、始末書見ると賃貸借契約を行いたいと申請書の中に書いてありますが。

【事務局】はい、賃貸借契約ということです。

【議長】よろしいでしょうか。他にございませんか。はい、どうぞ。

【5番委員】5条のNo.5ですね、〇〇さん、8階建てのアパートということで書いてあるんですけど、これ隣は道を挟んで、田んぼやないのかなと思うんですけど、この辺り日照権の問題とかはないんでしょうか。

【4番委員】隣の住宅はサンルームになっているようですがこれは大丈夫なんですか。この前に8階建てが建ってしまうと、日が当たらないって言って怒られないんですか。2階建てぐらいなら分かるんですけど。

【事務局】8階建てマンションが建つのが、現地調査資料の配置図を見ていただきますと、建物が建つのが北側の工場側に建つようです。

【事務局長】建物がこちら側に建つということですね。こちらは駐車場に。

【4番委員】すいません、逆を見ていました。

【議長】よろしいでしょうか。その他にございませんか。

【5番委員】もうひとつ聞かせてください。2番目の〇〇の〇〇さん、4000㎡あるので、開発行為許可が必要と思うんですけど、小浜市で何か事前協議などしていますか。

【事務局】都市整備課に事前協議は出ているということでした。ただ、開発行為の申請はまだ出ていないということです。恐らく農地法の許可の方が時間がかかるので、先にこちらを出してから開発行為の申請は出すということでした。

【議長】他にございませんか。それではご意見がないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第59号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 <議案読み上げ、説明>

【議長】続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【9番委員】 <現地調査委員報告>

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何か質問等ございませんか。

(審議)

【議長】それではご意見ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第59号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第60号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 <議案内容説明>

【議長】はい、ありがとうございます。何か質問等ございませんか。ちょっとよろしいですか。前回、〇〇やっています、中間管理事業で。あれを全部やる時は、〇〇は土地改良区ありますので、こういう事はいらなかったのですか。

【事務局】それはやっていないです。土地改良区がございますして組合員にももう既になっておられたと思うので問題なかったと思われまます。相続についても出来てないところはあったかもしれませんが、その流れでいっていると思われまます。まずは土地改良区の設立をするのに3条資格者、組合員を決めるのにそ

ういう作業が必要ということで今回この手続をとらせていただいております。

【議長】何かほかにございませんか。それではないようですので、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第60号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして『議案第61号 利用状況調査実施要領について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 <事務局説明>

【1番委員】今の調査位置図なんですけど、〇〇で〇〇がないんですけど。

【事務局】〇〇の地図がないのはそうですね。遊休農地がないということです。今のところはないので、もし〇〇さんが気になる場所がありましたら事務局におっしゃっていただけたらと思います。ないようでしたらないということで結構です。

【議長】ちょっと1点だけ。この前から打ち合わせのとき話させてもらってたんやけど、小浜市は県内の中で一番B分類とか多い中で山林としている部分がまだ精査が出来ておらんと。それについては載ってないのか。

【事務局】今、Bについても全部挙げてますし、今回、そのBに載っていない衛星画像ではBの可能性のある農地も全て赤色にマークさせてもらってますのでその赤を見てもらって、遠くからになるかもしれないけど、Bと判定してもらいましたら、あとで農業委員会でBは全てまとめて非農地判定の手続を進めていきたいと思っております。

【議長】その流れですね。パトロールの流れとしてA分類、B分類の判定をこの農業委員会で精査しないといけない。そして、それを今度また所有者さんに送らないといけない。そこで判断をいただくと。こっちも判断するけど、所有者さんにもまた農地から外しますけどよろしいですか、と確認する。そういうのもまた皆さんに言うておかないとこっちが一方的に判断したから全てが農地から外れると思われるので、所有者さんから聞かれた場合にどうかなと思う。山林なりで外せるところは外して、トラクターで起こせるところは耕す。

【事務局】今ちょっと会長からも話しありました。まずA分類と判断したところについてはこのあと、意向調査ということで農地法で定められておるんですけど、決まった様式で地権者さんに文書を送りまして、その農地をどうするんですか、という意向を確認する調査をさせてもらうことになります。そして、B分類、山林原野化に判定した農地、そちらにつきましては、今、農水省の方

からも出来るだけどんどん非農地化しなさいというようなことになっていきます。平成30年に手続もより簡素化されまして農業委員さんがBと判定したらそれはもう農業委員会としては農地から外してもいいですよ、というようなことになっておりますので、今回こういった衛星画像も活用できるので、なかなか農地として利用出来ない農地についてはBとして区分していただければと思います。そして、Bと判定した場合、農業委員会としては非農地ということで非農地通知書を事務局から地権者さんに送らせていただきます。どうしてもそこを農地としておきたいという方につきましては地権者さんからまた連絡がありますので、その際にはまた農業委員会で審議させていただきたいと思っております。そうでない場合については農業委員会としては非農地、全体としては農地として区分しないということで、出来るだけBについては農地から外していくという作業を進めていきたいと思っております。以上です。

【議長】 はい、ありがとうございます。

【1番委員】 また〇〇の話なんですけど、〇〇は農振地域外ですよ。この調査というのは農振地なんですよ。

【事務局】 この調査は全域となっていて、用途地域も全て含まれます。

【1番委員】 農振地以外も一緒ですか。

【事務局】 一緒です。

【議長】 他にございませんか。

【9番委員】 遊休農地の区分についてという資料、これの1号緑区分は、これはA分類ですね。

【事務局】 そうですね。今まではA分類で今回からはA分類の黄区分と緑区分にしてくださいということです。緑区分というのはトラクターで起こしただけですぐに農地になるような農地ということなんです。

【9番委員】 年に一度の草刈が行われていない耕作地は旧A、A分類やけど、1号緑区分というのはA分類か。

【事務局】 1年に一度の草刈はしていないけれどトラクターで耕せば耕作出来る農地ですね。

【9番委員】 ということはA分類ではないのか。

【事務局】 いや、A分類なんですけど、Aの緑が。

【5番委員】 元々のAが黄色と緑に分かれるというということか。

【事務局】 そうです。

【9番委員】 しかし、それがB分類ではないのか。

【事務局】 いや、A分類です。B分類は明らかに山林原野化しているようなものです。

【事務局長】 判定してもらおうのは大きな枠の黄区分。大きい下の枠の再生利用

が困難な農地の旧B分類農地を主に判定してもらいたい。

【5番委員】今まで黄区分をBにしていました。だから今回見ていくと変わると思っています。

【4番委員】1年以上も草刈ってなくて、トラクターを持っていけば耕作地に戻るかもしれないけど、トラクターを持っていけないところもあるんですけど、そういうところの判断はどうか。

【事務局】そうですね、トラクターが入れない場合は手起こしなり、小さい機械でとりあえず、耕耘機で引っ掻き回せて耕作が可能であればそれは1号緑になるんですけど。それは遊休農地として区分しなくてもいいのかなと。

【4番委員】去年、見落としていた遊休農地があったら場合はどうするんですか。

【事務局】それはまた修正させてもらいます。

【4番委員】この地図に書けばいいですか。

【事務局】その地図に書いてもらっても結構ですし、タブレットの方で。アプリに表示されてない場合ですか。

【事務局】更に出てきたとすると。それは紙に書いてもらうしかない。それをもらってアプリに反映は出来ませんが。

【議長】条件の悪いとこ、それを誰が守をするのかと、いうことも考えていけないといけない。そこが守っていなければならないので。ちょっと難しい。ずっと追いついていけないといけないんだね。

【事務局】そうですね。国の考えとしてはBに出来るんやったらBにしてもう農地から外してくれということ。どんどん整理して耕作出来る農地だけにしていってよいと。どうしても小浜市は中山間地域なんでなかなかそこまで出来ない農地も多いです。そのあたりが、ちょっと現場と施策とがあっていないかと思う。

【事務局】長くなりましたが、また不明な点は事務局までお願いします。

【議長】他に質問等ございませんか。ないようでしたら、他に事務局からは何もございませんか。

【事務局長】説明ちょっと複雑でもありましたので、難しければ個別に相談いただければと思います。また〇〇地区に事務局が行きますのでそのときに連絡させてもらいます。もし一緒に操作方法を見てもらえれば分かると思いますので。また何なりと分からないことあれば連絡いただければと思います。以上でございます。

【議長】それでは賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第61号 利用状況調査実施要領について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。他に事務局から。

【事務局】 <事務局より事務連絡>

【議長】続きまして。

【石田GL】農業振興担い手育成グループの石田でございます。人・農地プランの件につきまして私の方から報告させていただきたいと思っております。小浜市は本日お集まりの農業委員さんのご協力をいただきまして人・農地プランの実質化に向けて取組みを進めてまいりました。その結果、本年3月に9プランを作成することが出来まして、残り4プランにつきましても本日開催しました人・農地プラン検討会にてご承認をいただいたところでございます。ご承認いただきました4プランにつきましては本日お配りさせていただいておりますので、のちほどご確認いただければと考えております。農業委員さんの皆様におかれましては御協力いただきまして改めてお礼申し上げます。市と致しましては今後、各地区で作成された人・農地プランに沿って法人の設立、農地集積・集約、農業機械の導入、土地改良事業など国や県、関係機関と協力しながら地域農業の課題解決に向けた施策を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。今回7地区13プランを作成しまして一区切りついたわけでございますが地域農業が持続的発展できるよう地域ぐるみの話し合いというのは引き続き続けていかなければならないと考えておりますので必要に応じて、人・農地プランの修正も見直しもしていかなければならないと考えております。農業委員の皆様には引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。報告と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】はい、ありがとうございます。来月の日程をお願いします。

【事務局長】 <事務局長、来月の日程報告>

【議長】これもちまして、第15回農業委員会を終了させていただきます。